

平成29年度税制改正概要(消費税その他)

※ 消費税の記載内容については平成28年11月に国会での成立を受け、同月に公布・施行されたものです。

○ 消費税の引き上げ時期と軽減税率の導入

平成31年10月1日から消費税が8%から10%へ引上げられます。それに伴い低所得者への負担を考慮して軽減税率(8%)が導入されます。

軽減税率の対象となる品目は次のとおりになります。

● 飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品(酒類を除きます。)をいい、一定の一体資産を含みます(※1)。なお、外食(※2)やケータリング等は軽減税率の対象には含まれません。

※1 一体資産: おもちゃ付きのお菓子など、食品と食品以外の資産があらかじめ一体になっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているものをいいます。一体資産のうち、税抜価額が1万円以下であって、食品の価額の占める割合が2/3以上の場合に限り、全体が軽減税率の対象となります。

※2 外食: 飲食店営業等の事業を営む者が飲食に用いられる設備がある場所において行う食事の提供をいいます。

● 新聞

軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行するもの(定期購読契約に基づくもの)をいいます。

○ 消費税の帳簿と請求書等の記載と保存

軽減税率制度の導入で複数税率になることから、仕入税額控除が適正に行われるよう帳簿及び請求書等の記載と保存方法が次のとおりとなります。

請求書等保存方式 (現行制度)	区分記載請求書等保存方式 (平成31年10月1日～平成35年9月30日)	適格請求書等保存方式(インボイス制度) (平成35年10月1日～)
<p>・請求書の記載事項</p> <ol style="list-style-type: none">① 請求書発行者の氏名又は名称② 取引年月日③ 取引の内容④ 対価の額⑤ 請求書受領者の氏名又は名称 <p>・免税事業者の交付可能 = 免税事業者からの仕入税額控除可</p>	<p>・請求書の記載事項</p> <p>同左に加え</p> <ol style="list-style-type: none">① 軽減税率の対象品目である旨② 税率ごとに合計した対価の額(税込) ※上記2つについては、請求書等の交付を受けた事業者による追記も可能 <p>・免税事業者の交付可能 = 免税事業者からの仕入税額控除可</p>	<p>・請求書の記載事項</p> <p>同左に加え</p> <ol style="list-style-type: none">① 登録番号② 税率ごとの消費税額及び適用税率 <p>・登録を受けた課税事業者のみ交付可能 = 免税事業者からの仕入税額控除不可</p> <p>※ただし、免税事業者からの仕入れについて 平成35年10月1日から 平成38年9月30日までは80%、 平成38年10月1日から 平成41年9月30日までは50%、 の仕入税額控除可</p>

平成31年10月1日以降、税額計算は原則として売上げ又は仕入れを税率ごとに区分して行うこととなりますが、売上げ又は仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者(基準期間の課税売上高が5千万円以下の事業者)には、経過措置として売上税額(平成31年10月1日から4年間)又は仕入税額(1年間)の計算の特例もあります。

※ 詳細の改正内容については、次のホームページをご覧ください。

[消費税法改正のお知らせ\(社会保障と税の一体改革関係\) | パンフレット・手引き | 国税庁](#)

[消費税など\(消費課税\)に関する資料\(平成28年11月現在\) : 財務省](#)

○ 酒税の税率構造の見直し

酒類間の税負担の公平性を回復する等の観点から、酒税の税率を段階的に一本化する見直しがされました。

ビール系

※税率は350ml換算

	現行	平成32年10月	平成35年10月	平成38年10月
ビール	77円	70円	63.35円	54.25円
発泡酒(※1)	46.99円	46.99円	46.99円	54.25円
第三のビール(※2)	28円	37.8円	46.99円	54.25円

※1 上記の発泡酒とは麦芽比率25%未満に分類されるものを指しています。

※2 上記の第三のビールとは、発泡性酒類のうちその他の発泡性酒類に分類されるもので、平成35年10月1日から発泡酒の品目に分類されるものを指しています。

清酒・果実酒

※税率は350ml換算

	現行	平成32年10月	平成35年10月
清酒	42円	38.5円	35円
果実酒	28円	31.5円	35円